

報酬規程（確定申告スポット）

2023年8月31日時点

● 税務業務報酬

確定申告

所得区分	申告	年商				
		～3百万円	～1千万円	～3千万円	～5千万円	～1億円
事業所得 及び 不動産所得	青色申告	20,000円	30,000円	60,000円	100,000円	150,000円
	白色申告	10,000円	15,000円	30,000円	50,000円	75,000円

消費税

計算方法	基本料金		加算料金	
	年商		棚卸資産の調整	課税売上高5億円超 又は 課税売上割合が95%未満
	1億以下	1億超		
本則課税	70,000円	100,000円	20,000円	売上1億毎に30,000円
簡易課税	35,000円			

● 会計業務報酬

○ 帳簿作成を自社で実行する場合（自計）

業務項目	各月の仕訳件数に応じて、毎月支払が下記の通り					
	100 件以下	200 件以下	300 件以下	400 件以下	500 件以下	500 件超
帳簿チェック	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	100 件毎 10,000 円加算
帳簿チェック (a)	10,000 円		100 件毎 10,000 円加算			

- ・会計ソフト（マネーフォワードなど）の契約が別途必要となります。
- ・自計化の場合においても、弊所で修正・追加を行う場合には別途報酬をご請求させていただきます。

項目	追加料金
仕訳修正・追加	1,000 円/10 件

○ 帳簿作成を弊所で実行する場合（記帳代行）

業務項目	各月の仕訳件数に応じて、毎月支払が下記の通り					
	100 件以下	200 件以下	300 件以下	400 件以下	500 件以下	500 件超
記帳代行	30,000 円	60,000 円	90,000 円	120,000 円	150,000 円	100 件毎 20,000 円加算
記帳代行 (a)	30,000 円		100 件毎 30,000 円加算			

(a) : 不動産所得で不動産管理会社の集計表がある場合

●所得区分毎料金

所得区分		金額	備考
利子所得		10,000 円	
配当所得	(一般口座)	20,000 円 ※2 口座目より 15,000 円	口座 1 つにつき左記料金
	(特別口座)	10,000 円 ※2 口座目より 5,000 円	口座 1 つにつき左記料金 申告すべきか否かの検討も含む
不動産所得	(青色、白色)	右記参照	上記税務業務報酬、会計業務報酬参照
事業所得	(青色、白色)	右記参照	上記税務業務報酬、会計業務報酬参照
給与所得		5,000 円	給与所得の源泉徴収票 1 枚につき右記料金
雑所得	(公的年金等)	5,000 円	源泉徴収票 3 枚まで右記料金 4 枚目以降は 1,000 円/枚
	(公的年金以外)	5,000 円	収入 1 つにつき右記料金
一時所得		5,000 円	一時所得 1 つにつき右記料金
退職所得		5,000 円	退職所得 1 つにつき右記料金
総合譲渡所得		25,000 円	譲渡所得 1 つにつき右記料金
不動産譲渡		別途お見積り	要相談 売却益の 2.5% 目安 (売却損の場合も含め、最低 10 万円程度目安)
株式譲渡 所得	(一般口座)	20,000 円 ※2 口座目より 15,000 円	口座 1 つにつき左記料金
	(特別口座)	10,000 円 ※2 口座目より 5,000 円	口座 1 つにつき左記料金 申告すべきか否かの検討も含む

●所得控除毎料金

所得控除		金額	備考
雑損控除		30,000 円	
医療費控除		10,000 円	
社会保険料控除			基本料金に含まれる
小規模企業共済等掛金控除			基本料金に含まれる
生命保険料控除			基本料金に含まれる
地震保険料控除			基本料金に含まれる
寄付金控除	下記以外	10,000 円	税額控除との有利判定含む
	ふるさと納税	1,500 円	納税先 1 つにつき@1,500 円
障害者控除		3,000 円	
ひとり親、寡婦控除		3,000 円	
勤労学生控除		5,000 円	
扶養控除		基本料金に含まれる	
配偶者控除		基本料金に含まれる	
配偶者特別控除		基本料金に含まれる	
基礎控除		基本料金に含まれる	

● 税額控除毎料金

税額控除	金額	備考
住宅取得資金等税額控除	20,000 円	初年度の場合
住宅取得資金等税額控除	10,000 円	2 年目以降
外国税額控除	10,000 円	
上記以外の税額控除	5,000 円	

●その他

項目	金額	備考
財産債務調書	5,000 円	
変動所得 臨時所得	事業所得に含む	
給与所得者の特定支出に関する計算書	10,000 円	
譲渡所得に関する特例の採用	別途お見積り	要相談
仮想通貨売買	別途お見積り	要相談
その他の事項	別途お見積り	要相談

留意事項

- ・上記金額には消費税は含まれておりません。
- ・記載のない項目につきましては、別途協議させていただき、決定させていただきます。